

羽幌町立特別養護老人ホーム
短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 羽幌町社会福祉協議会が運営する指定短期入所生活介護事業所しあわせ荘（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の職員（以下「短期入所生活介護従事者」という。）が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護等従業者は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 羽幌町立特別養護老人ホーム短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 苫前郡羽幌町栄町97番地の1（特別養護老人ホームしあわせ荘内）

(職員の種類、職員及び職務内容（指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を兼務）)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人以上
医師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のために必要な措置を講じる

。

(3) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、居宅サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう利用者又は、その家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の指導を行う。

(4) 介護職員 17人以上（常勤換算）

介護職員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う。

(5) 看護師 2人以上（常勤換算）

看護師は、利用者の健康状態の把握と、医師の指示に基づき、健康保持のために必要な措置を講ずる。

(6) 栄養士 1人以上

管理栄養士及び栄養士は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、栄養ケア、マネジメント計画、献立作成、栄養計算などを行い、適切な食事の提供に努める。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(8) 事務職員 1人以上

事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、11名とする。

（短期入所生活介護等の内容）

第6条 短期入所生活介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) その他の日常生活上の支援
- (3) 相談、援助等の生活指導
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 送迎

（利用料等）

第7条 短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）〈従来型個室〉と、併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉）とし、当該指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるとき

は、その1割から3割までのいずれかの額とする。

2 前項のほか、次の号に掲げる費用の額を利用者から徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

ただし、介護保険負担限度額認定証等の発行を受けている者については、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。（下記の表のとおり）

食事の提供に 要する費用	基準 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証等に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室 従来型個室	1,445円	300円	600円	1,000円	1,300円

※ 食費は朝食（421円）、昼食（512円）、夕食（512円）となり、提供した分が請求対象となります。

(2) 居住に要する費用（光熱水費相当額）

ただし、介護保険負担限度額認定証等の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。（下記表のとおり）

滞在（居住）に要 する費用	基準 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証等に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室	855円	0円	370円	370円

滞在（居住）に要 する費用	基準 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証等に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
従来型個室	1,171円	320円	420円	820円

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、離島を除く羽幌町の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 短期入所生活介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護等従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービスの内容、利用期間及び利用料等について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護等従事者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止)

第11条 施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第12条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(利用者が守るべき事項)

第13条 利用者は次の事項を守ることとする。

- (1) 健康増進法に基づき施設内では禁煙とすること。
- (2) 非常災害発生の際は職員の指示に従って行動すること。
- (3) 管理区域にはみだりに立ち入らないこと。(洗濯室、汚物処理室、厨房、介護材料室)

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、羽幌町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。(H21・11・11 理事会)

附 則

この規程は、平成23年12月6日から施行し、平成23年11月1日より適用する

。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。